

令和3年6月28日

大阪市北区中之島連合振興町会
連合振興町会長 依田 均 様

大阪市都市計画局長

●● ●●

〔 担当：総務担当（●●） 〕

電話：06-6208-7822

前略 平素は何かと大阪市政の発展にご協力いただき誠にありがとうございます。
ます。

さきにお寄せいただきました件について、別紙のとおりお答えいたします。

今後とも大阪市政に対しまして、一層のご理解とご協力を賜りますよう、
よろしくお願い申し上げます。

草々

大阪市北区中之島連合振興町会
連合振興町会長 依田 均 様

大阪市都市計画局長



平素は何かと大阪市政に、ご理解、ご協力をたまわり誠にありがとうございます。
早速ですが、さきにお寄せいただきました件についてお答えいたします。

お申し出にも記載いただいておりますように、大阪市では、特定都市再生緊急整備地域の指定を受けて、その地域整備方針において、大阪駅周辺、中之島及び、御堂筋周辺に、国土の発展成長をけん引する国際競争力を備えた拠点を形成することを目指しております。

この中でも、中之島地域では、業務・文化・MICE等の既存機能の集積に加え、未利用地の土地利用転換や都市開発の促進を図ることにより、国際的な業務・文化・学術交流拠点を形成することとしております。

その取組の一つである未来医療国際拠点は、最先端の未来医療の産業化を推進し、難治性疾患に苦しむ国内外の患者の皆様への未来医療の提供を目指して、現在、令和6年春の開業に向けた準備を進めているところであり、令和4年2月2日の開館に向けて準備を進めている大阪中之島美術館とともに、中之島地域のまちづくりの中核施設となるものと考えております。

『令和3年6月4日の、N4タワーの住民への説明の際に、都市計画局職員から「景観法第二条第3項に記載されている『地域住民』に北区中之島連合振興町会は該当しない。』という趣旨の発言があった』とのご指摘でございますが、N4タワーの管理組合様からは、令和2年4月頃より、未来医療国際拠点の事業内容について説明のご要望をいただいております。大阪市・大阪府・未来医療推進機構・開発事業者から、事業スキーム、役割分担及び拠点の整備内容などについて、皆様から寄せられたご質問に継続して説明を重ねてまいりました。

ご指摘の令和3年6月4日の説明の際は、事前に質問の内容を頂戴し、その中に、『景観法第2条第3項には、「良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。』とされている。今回の建築計画において、事業者はどのようにして、地域住民の意向を踏まえたのか』とのご質問がございました。

そのため、当日の説明において、当局職員から、以下のとおり説明させていただいたものでございます。

【説明内容】

・景観法については、第2条に「良好な景観」や「良好な景観の形成」について基本理念が定められ

ており、以降の条文に景観計画の内容や策定手続き等について具体的に規定されています。

- ・本市では、景観法第8条の規定に基づき大阪市景観計画を策定し、同計画において、景観形成の目標と基本方針、大阪らしい景観形成の取組の方向性、景観法を活用した景観形成の取組等を定めています。
- ・未来医療国際拠点整備される区域は、重点的な景観形成方策を展開するエリアである「重点届出区域」の「中之島地区」に位置することから、規模にかかわらず全ての建築物を景観計画に基づく届出の対象としており、届出に先立って開発事業者は、大阪市都市景観条例に基づき、大阪市景観計画に定める景観形成方針や景観形成基準を踏まえた事前協議を本市と行うこととなります。
- ・この事前協議では、中之島地区の景観形成基準において、外壁は、「大規模な壁面は、圧迫感のある単調なものとならないよう、壁面の分節化など形態意匠を工夫する。」ことや、付属施設は、「駐車場（サービスヤード、機械駐車場を含む）、駐輪場及びごみ置き場等は、周辺景観や敷地内の建築物等と調和した形態意匠とするよう努める。」ことが規定されていることに基づき、本事業で設置されるタワーパーキングについては、圧迫感のある単調で大きな壁面とならないように工夫することや、周辺景観や建築物と調和するように工夫することについて協議しています。
- ・また、景観法第9条において、景観計画を定めようとするときは「公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」と規定されていることから、本市においてはパブリックコメントを実施し、地域住民の皆様も含めた市民の皆様のご意見をおききしたうえで、策定しています。
- ・このように景観法では、景観計画を策定する際には住民の意見を反映させる枠組みとなっていますが、景観法の規定に基づく届出等に際しては、地域住民の意見聴取を行うことを求める規定はありません。

令和3年6月4日の説明においては、以上のとおり景観法の枠組みや同法に基づく建築物の誘導について説明させていただいたものであり、ご指摘のような「景観法第2条第3項に記載されている『地域住民』に北区中之島連合振興町会は該当しない。」といった発言はしていないことを当日の説明に出席した職員に確認しておりますが、説明させていただいた内容について皆様に誤解を生じさせてしまったことにつきましては深くお詫び申し上げます次第であり、ご理解いただきますようお願いいたします。今後とも、大阪市政に対しまして、より一層のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

参考：

景観法第2条（基本理念）

- 3 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

景観法第9条（策定の手続き）

- 1 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

【本件に関するご質問・お問い合わせは下記まで】

〈本計画に関すること〉

都市計画局開発調整部開発計画課

(担当：●●・●● 電話番号：06-6208-7895)

≪景観計画に関すること≫

都市計画局計画部都市計画課（都市景観担当）

(担当：●● 電話番号：06-6208-7887)